

2023年 3 月

お客様各位

遠軽信用金庫

日専連ニック提携ローンの保証委託約款改定のお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当金庫では、2023年4月3日より、株式会社日専連ニックコーポレーション提携ローンの保証委託約款を改定することといたしました。

なお、改定後の保証委託約款は、改定前からお取引いただいているお客様に対しても適用されますので、予めご了承ください。

記

1. 改定日

2023年4月3日（月）

2. 対象となるローン

日専連ニック提携の下記のローン

- (1) 住宅ローン
- (2) リフォームローン
- (3) フリーローン
- (4) 学資ローン

3. 改定事項

項目	改定前	改定後
保証委託約款	<p>(求償権の事前行使)</p> <p>1. 申込人又はその連帯保証人について、次の各号の事由が一つでも生じたときは、乙は第4条の代位弁済前に求償権を行使することができるものとします。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 相続の開始があったとき。</p> <p>(4) 担保物件が滅失したとき。</p> <p>(5) 被保証債務の一部でも履行を遅延したとき。</p> <p>(6) 甲、乙に対する他の債務の一つでも期限の利益を喪失したとき。</p> <p>(7) 乙に対する住所変更の届出を怠る等申込人又は連帯保証人の責めに帰すべき事由によって、乙において申込人又はその連帯保証人の住所が不明となったとき。</p> <p>2. (略)</p>	<p>(求償権の事前行使)</p> <p>1. 申込人又はその連帯保証人について、次の各号の事由が一つでも生じたときは、乙は第4条の代位弁済前に求償権を行使することができるものとします。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(削除)</p> <p>(3) 担保物件が滅失したとき。</p> <p>(4) 被保証債務の一部でも履行を遅延したとき。</p> <p>(5) 甲、乙に対する他の債務の一つでも期限の利益を喪失したとき。</p> <p>(6) 乙に対する住所変更の届出を怠る等申込人又は連帯保証人の責めに帰すべき事由によって、乙において申込人又はその連帯保証人の住所が不明となったとき。</p> <p>2. (略)</p>

以上